証券コード　9854
2025年６月４日

株　主　各　位

大阪市天王寺区大道四丁目９番12号
愛　眼　株　式　会　社
代表取締役社長　佐　々　昌　俊

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.aigan.co.jp/corporate/ir/other/

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/9854/teiji/

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「愛眼」又は「コード」に当社証券コード「9854」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年６月26日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　2025年６月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
　　ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」（４階）
３．目的事項
　報告事項　１．第65期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第65期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　取締役５名選任の件
　　第２号議案　監査役３名選任の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
　議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
　①　事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
　②　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
　③　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

・ご来場いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。
・ご来場いただいた株主様へのお飲み物のご用意はございません。

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化やイスラエル・パレスチナ地域をめぐる中東情勢の緊迫化に加え、アメリカ政府の経済・外交政策の動向など不安定な国際情勢の中にあって、国内においては、賃金と物価の好循環による雇用・所得環境の改善や株高による資産効果が期待される一方で、エネルギー・原材料価格の高騰や円安の影響に加え、人件費や物流コストの増加などを背景とする物価上昇の継続により消費者マインドが停滞し、個人消費にネガティブな影響を与える懸念を生じるなど、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、「お客様の暮らしを、より快適に、より豊かにする企業となることを目指し、安心の技術、納得の商品、気持ちに寄り添うサービスを提供します。」を経営方針として掲げ、「目と耳の健康を守る」ことを社会的な使命と責任と捉え、顧客体験価値の最大化を追求するとともに、コロナ後の社会情勢の変化を見据えた取り組みを推し進めております。また、組織及び人材面では、業務の効率化並びに働き方改革や女性活躍推進などに取り組み、プロアクティブな組織づくりを進めております。

当連結会計年度における経営成績は、新型コロナウイルス感染症の感染状況の沈静化に伴う社会経済活動の正常化によって、これまでコロナ禍で影響を受けてきた店舗での対面型販売はほぼ平時の状態に戻り、売上高は14,863百万円（前期比1.4％増）となったものの、コロナ禍以前の売上水準には未だ戻っておりません。売上総利益率は、商品仕入コストの上昇に伴い一部商品について販売価格の値上げを行ったものの、割引セールやポイント付与サービスなどの販売戦略上の影響及び品目別売上構成比の変化などにより減少しました。経費面では、人件費や広告宣伝費など主要な運営コストの上昇があったものの、店舗照明のＬＥＤ化による節電や改装費用の圧縮など経費コントロールの徹底に努めた結果、販売費及び一般管理費は10,219百万円（前期比0.5％増）となり、売上高に対する販管費の割合は減少しました。

この結果、営業損失は128百万円（前期は営業損失123百万円）、経常損失は47百万円（前期は経常損失59百万円）、また、特別利益として、保有する株式の投資有価証券売却益197百万円及び在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益36百万円、特別損失として、減損損失88百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は３百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失181百万円）となりました。

当社グループにおける事業セグメントごとの状況は次のとおりです。

【眼鏡小売事業】

当社グループの中核事業である国内眼鏡小売事業につきましては、眼鏡専門店として長年培ってきた安心で快適な視力・聴力補正技術、高い専門性を要する商品提案力と接客・サービス力の全てが結集した「愛眼ブランド」の信頼性と独自性の向上に取り組み、当社の強みをアピールすることで、認知度の更なる拡大を図ってまいりました。

売上高につきましては、社会経済活動の正常化に伴い人流が戻り、アフターコロナ期への移行が進み、全体では前期比で増収となりました。主力品目のメガネは、前期比で若干増収となったものの、コロナ禍以前の売上水準には未だ戻っておりません。準主力品目の補聴器は前期比で増収となり、購入前の補聴器のお試しレンタルと購入後のアフターサービスが好評を得てコロナ禍以前の売上水準を大幅に上回るまで回復しております。準主力品目のサングラスは、行動制限が撤廃されたことにより客足の回復が進み、また、昨年は異常な猛暑の中で紫外線対策に対する関心が高まったこともあり前期比で増収となっており、順調に伸長しております。

販売促進面につきましては、お客様のニーズに的確に対応し、お客様視点を第一とする商品開発に注力し、素材・機能面において高品質でお客様満足度の高い商品の品揃えの充実を図ってまいりました。同時に、価値の高い顧客体験を通じて顧客満足度を高め、顧客ロイヤルティの向上を図るため、ＴＶＣＭやラジオＣＭ、新聞折り込みチラシやＤＭ、雑誌や動画、ＷＥＢ広告や各種ＳＮＳなど幅広いメディアを活用した複合的で最適な情報発信の強化や店舗特性に合わせたマーケティング施策の強化を通じて、「愛眼ブランド」の認知度向上に努めてまいりました。

店舗につきましては、東京都の町田市に１店舗、兵庫県の神戸市に１店舗、計２店舗を新規出店し、不採算店舗の撤退や入居する商業施設の建て替えに伴う退去など８店舗を閉店しました。また、既存店の活性化を目的とした改装を７店舗で実施しました。

この結果、眼鏡小売事業における売上高は14,458百万円（前期比1.5％増）、セグメント損失は108百万円（前期はセグメント損失63百万円）となりました。

【眼鏡卸売事業】

眼鏡卸売事業につきましては、新商品の投入や販売支援を通じて得意先との取引深耕を図るとともに、新規取引先の開拓に努めております。

この結果、売上高は404百万円（前期比1.6%増）となり、セグメント損失は５百万円（前期はセグメント損失12百万円）となりました。

【海外眼鏡販売事業】

当社連結子会社である北京愛眼眼鏡有限公司は、2022年11月28日開催の取締役会の決議に基づき、現地の法令に従い、解散及び清算へ向けた諸手続きを進めておりましたが、2024年８月20日をもって清算が結了いたしました。

この結果、売上高は０百万円（前期比93.8%減）、セグメント損失は８百万円（前期はセグメント損失24百万円）となりました。

なお、売上高０百万円は、2023年12月末の最終注文分を2024年１月に出荷したことによるものであり、以後、売上高が追加で発生することはございません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、総額251百万円となりました。その主なものは、既存店舗の改装などであります。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、ウクライナ情勢や中東情勢、中国経済の減速やアメリカのトランプ政権の政策動向など、政治・経済の不確実性が高く不安定な国際情勢の中にあって、国内においては、賃金・雇用情勢の改善が続き、政府の総合経済対策による景気押し上げ効果が期待されるなど個人消費を取り巻く環境は決して悪くないものの、株価の変動や物価高の影響が長引けば消費支出の低迷に繋がる懸念があるなど、先行きの見通しは不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社は、コロナ後の社会情勢の変化を見据えた取り組みを引き続き強化し、組織面におきましても、業務の効率化と働き方改革をさらに推進してまいります。

眼鏡小売事業につきましては、お客様のニーズに的確に対応した商品の品揃えの充実を図るとともに、顧客満足度を高め、顧客ロイヤルティを向上させるために、「愛眼ブランド」に関するクリエイティブなアイデアや情報の発信と店舗特性に合わせた最適なマーチャンダイジングの構築によって店舗収益力の改善に取り組んでまいります。店舗現場におきましては、タブレット端末の活用などＤＸ推進により店舗オペレーションの効率性を高め、お客様との接点を増やすことで、お客様に対する接客・サービスをさらに充実させてまいります。また、アフターコロナへの対応として通販事業を見直し、お客様のニーズや利便性の観点から自社のＥＣサイトに加えて楽天市場のＥＣモールへの出店や通販の取扱商品の拡大などネット通販事業の強化に引き続き取り組んでまいります。

人材教育面につきましては、視力・聴力補正技術、商品提案、接客・サービスに関する従来からの従業員向け教育指導に加えて、既に取得済みの「認定眼鏡士」資格から、2022年に創設された国家検定資格の「眼鏡作製技能士」への切り替えを順次進めており、また、補聴器の技能者育成のため「認定補聴器技能者」の資格取得にも注力してまいります。

店舗につきましては、４店舗の新規出店と、既存店の活性化を図るために約10店舗の改装・補修を計画しております。また、出店する商業施設の解体・閉鎖に伴う廃店や不採算店舗の廃店を含め４店舗の閉店を予定しております。

眼鏡卸売事業につきましては、新商品の投入や販売支援を通じて得意先との深耕を図るとともに、新規取引先の開拓に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、こうした当社の取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わりませぬご支援、ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第62期 (2022年３月期)	第63期 (2023年３月期)	第64期 (2024年３月期)	第65期 (当連結会計年度) (2025年３月期)
売　上　高(百万円)	13,804	14,198	14,658	14,863
経常損失(△)(百万円)	△438	△385	△59	△47
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△690	△803	△181	3
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	△35.59	△41.39	△9.36	0.17
総　資　産(百万円)	14,631	13,991	14,079	13,854
純　資　産(百万円)	12,920	12,144	12,103	12,011
１株当たり純資産額(円)	665.72	625.78	623.67	618.94

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第62期 (2022年３月期)	第63期 (2023年３月期)	第64期 (2024年３月期)	第65期 (当事業年度) (2025年３月期)
売　上　高(百万円)	13,542	13,969	14,522	14,737
経常損失(△)(百万円)	△414	△332	△23	△41
当期純損失(△)(百万円)	△708	△788	△174	△32
１株当たり当期純損失(△)(円)	△36.50	△40.64	△8.99	△1.67
総　資　産(百万円)	14,503	13,890	14,002	13,783
純　資　産(百万円)	12,852	12,090	12,052	11,961
１株当たり純資産額(円)	662.26	622.96	621.05	616.33

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ネオック株式会社	64百万円	100.0%	国内における眼鏡小売

（注） 2022年11月28日の取締役会において、当社の連結子会社である北京愛眼眼鏡有限公司を解散し、清算することを決議しております。なお、現地の法令等に従い2024年８月20日に清算が結了しております。

(5) 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

当社グループは、眼鏡・補聴器・サングラス・その他関連商品を取り扱う眼鏡専門店チェーンを展開しております。

(6) 主要な営業所（2025年３月31日現在）

① 当社

・本社：大阪市天王寺区　　・店舗：眼鏡店　213店舗

② 子会社

ネオック株式会社

・本社：大阪市阿倍野区　　・店舗：眼鏡店　５店舗

(7) 従業員の状況（2025年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
683（389）名	19名減（１名増）

（注） 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
676（382）名	16名減（１名増）	46歳９ヵ月	21年10ヵ月

（注） 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2025年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

２．株式の状況（2025年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　60,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　21,076,154株

（自己株式1,669,131株を含む）

(3) **株主数**　25,682名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
有限会社佐々興産	2,138千株	11.02%
愛眼従業員持株会	954	4.92
愛眼共栄会	823	4.24
下條三千夫	544	2.80
INTERACTIVE BROKERS LLC	509	2.62
佐々栄治	482	2.49
佐々善二郎	375	1.94
田中修治	337	1.74
佐々千恵子	321	1.66
セイコーオプティカルプロダクツ株式会社	298	1.54

（注）持株比率は、自己株式（1,669,131株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	下　條　三千夫	
代表取締役社長	佐　々　昌　俊	
取　締　役	菅　野　忠　司	経営企画室長
取　締　役	佐　々　雅　彦	管理本部長兼総務部長
取　締　役	森　重　洋　一	株式会社のぞみ合同会計社代表取締役 ＢＣＣ株式会社社外監査役
取　締　役	山　田　吉　隆	山田吉隆税理士事務所代表
常勤監査役	叶　　雅　文	
監　査　役	吉　岡　一　彦	ＣＯＲＥ法律事務所代表
監　査　役	明　石　敬　子	任天堂株式会社社外取締役（監査等委員）

（注）１．取締役森重洋一氏及び山田吉隆氏は、社外取締役であります。
２．監査役吉岡一彦氏及び明石敬子氏は、社外監査役であります。
３．監査役吉岡一彦氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役明石敬子氏は、税務署長を歴任した税理士としての経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役森重洋一氏、山田吉隆氏並びに監査役吉岡一彦氏、明石敬子氏が兼職している上記の法人等と当社との間には特別の関係はありません。
６．当社は、森重洋一氏、山田吉隆氏、吉岡一彦氏及び明石敬子氏の４名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。被保険者の保険料は全額当社が負担しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬		
		固定報酬	賞与	
取締役	56	56	－	6
監査役	8	8	－	3
合計	65	65	－	9

（注）１．上記の報酬等の総額に、社外役員４名の基本報酬（固定報酬）６百万円を含んでおります。

２．取締役の基本報酬の額は、1988年６月29日開催の第28期定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、９名であります。

３．監査役の基本報酬の額は、1994年６月29日開催の第34期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名であります。

４．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、次のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該取締役会には、社外取締役及び社外監査役の全員が出席し意見・助言等を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と、株主総会に議案として上程し、決議後の一定の時期に支払われる賞与とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

② 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針

現状では自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入していないが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度については当社の置かれている経営環境等を考慮して、今後の検討課題とします。

③　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
取締役会は、代表取締役社長佐々昌俊に対し各取締役の担当部門の業績等を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、報酬の決定については、社外取締役を含む取締役会で定めた報酬の決定方針及び報酬基準に則して報酬が適切に決定されていることから、任意の報酬委員会等の独立した諮問委員会は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

(3) 社外役員に関する事項

①　当事業年度における主な活動状況

・取締役森重洋一氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地を活かし、主に財務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上に尽力いただき、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
・取締役山田吉隆氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち13回出席いたしました。税理士としての専門的見地を活かし、主に税務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上に尽力いただき、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
・監査役吉岡一彦氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち14回出席し、また、監査役会８回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
・監査役明石敬子氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会８回全てに出席し、主に税務署長を歴任した税理士としての経験から必要な発言を適宜行っております。

②　責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

５．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報 酬 等 の 額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容（監査時間・配員等）、前事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

３．上記報酬等には前事業年度に係る追加報酬１百万円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,393**	**流動負債**	**1,336**
現金及び預金	4,299	支払手形及び買掛金	356
受取手形	4	未払法人税等	153
売掛金	773	契約負債	331
商品及び製品	2,073	賞与引当金	27
原材料及び貯蔵品	38	その他	467
その他	204	**固定負債**	**506**
貸倒引当金	△1	繰延税金負債	97
固定資産	**6,461**	再評価に係る繰延税金負債	6
有形固定資産	**3,049**	資産除去債務	331
建物及び構築物	1,030	その他	70
土地	1,799	**負債合計**	**1,843**
その他	219	（純資産の部）	
無形固定資産	**15**	**株主資本**	**14,283**
ソフトウエア	14	**資本金**	**5,478**
その他	0	**資本剰余金**	**6,962**
投資その他の資産	**3,396**	**利益剰余金**	**2,894**
投資有価証券	604	**自己株式**	**△1,051**
敷金及び保証金	2,484	**その他の包括利益累計額**	**△2,271**
その他	307	**その他有価証券評価差額金**	**199**
		土地再評価差額金	**△2,471**
		純資産合計	**12,011**
資産合計	**13,854**	**負債純資産合計**	**13,854**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		14,863
売上原価		4,772
売上総利益		10,090
販売費及び一般管理費		10,219
営業損失		128
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	19	
保険配当金	9	
受取家賃	36	
固定資産受贈益	21	
協賛金収入	11	
その他	19	118
営業外費用		
固定資産除却損	8	
賃貸費用	22	
その他	5	36
経常損失		47
特別利益		
投資有価証券売却益	197	
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	36	233
特別損失		
減損損失	88	88
税金等調整前当期純利益		97
法人税、住民税及び事業税	88	
法人税等調整額	5	94
当期純利益		3
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		3

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,188**	**流動負債**	**1,325**
現金及び預金	4,123	支払手形	26
受取手形	4	買掛金	328
売掛金	769	未払金	279
商品	2,050	未払法人税等	152
貯蔵品	38	契約負債	328
前払費用	99	賞与引当金	27
その他	103	その他	184
貸倒引当金	△1	**固定負債**	**496**
固定資産	**6,594**	繰延税金負債	97
有形固定資産	**3,032**	再評価に係る繰延税金負債	6
建物	1,006	資産除去債務	322
構築物	13	その他	70
工具、器具及び備品	217	**負債合計**	**1,822**
土地	1,794	(純資産の部)	
その他	0	**株主資本**	**14,233**
無形固定資産	**15**	**資本金**	**5,478**
ソフトウエア	14	**資本剰余金**	**6,962**
その他	0	資本準備金	6,962
投資その他の資産	**3,546**	**利益剰余金**	**2,843**
投資有価証券	604	利益準備金	347
関係会社株式	191	その他利益剰余金	2,496
出資金	0	別途積立金	4,939
敷金及び保証金	2,445	繰越利益剰余金	△2,442
その他	304	**自己株式**	**△1,051**
		評価・換算差額等	**△2,271**
		その他有価証券評価差額金	**199**
		土地再評価差額金	**△2,471**
資産合計	**13,783**	**純資産合計**	**11,961**
		負債純資産合計	**13,783**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		14,737
売上原価		4,777
売上総利益		9,960
販売費及び一般管理費		10,089
営業損失		128
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	18	
受取家賃	34	
受取保険金	1	
固定資産受贈益	21	
協賛金収入	11	
保険配当金	9	
その他	24	121
営業外費用		
固定資産除却損	8	
賃貸費用	19	
その他	5	33
経常損失		41
特別利益		
投資有価証券売却益	197	197
特別損失		
減損損失	88	
子会社清算損	6	95
税引前当期純利益		60
法人税、住民税及び事業税	87	
法人税等調整額	5	92
当期純損失		32

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月16日

愛眼株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　井　理　晃

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　炭　廣　慶　行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、愛眼株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛眼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月16日

愛眼株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　井　理　晃

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　炭　廣　慶　行

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、愛眼株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び抜粋した事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、決裁書類等を閲覧し、内部監査室が実施した監査の結果を共有し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人と会合を持ちその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見の交換を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月19日

愛眼株式会社　監査役会

常勤監査役　叶　雅文

監査役（社外監査役）吉岡一彦

監査役（社外監査役）明石敬子

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、迅速な意思決定を行うため、１名減員して取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	佐々昌俊（さ さ まさ とし） （1971年８月31日）	1994年４月　当社入社 2011年４月　当社Ａｉｓｙ営業部長 2014年10月　当社営業企画室長 2015年４月　当社管理本部長 2015年６月　当社取締役管理本部長 2020年２月　北京愛眼眼鏡有限公司董事長 2022年３月　当社専務取締役管理本部長 2023年６月　当社代表取締役社長（現任）	278,426株
	【取締役候補者とした理由】 佐々昌俊氏は、当社で営業部門、管理部門の業務を担当するなど豊富な経験と見識を有し、2023年６月より当社の代表取締役社長を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		
2	佐々雅彦（さ さ まさ ひこ） （1975年４月14日）	1998年４月　当社入社 2004年３月　当社営業部店長 2016年10月　当社総務課長 2020年３月　当社総務部長（現任） 2023年６月　当社取締役管理本部長（現任）	281,884株
	【取締役候補者とした理由】 佐々雅彦氏は、当社で営業部門、総務部門の業務を担当するなど豊富な経験と見識を有し、2023年６月より当社の取締役を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重　要　な　兼　職　の　状　況）</th><th>所有する当社
株　式　の　数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">※
3</td><td>松　本　隆　行
（1972年３月21日）</td><td>1994年４月　当社入社
2014年10月　当社Ａｉｓｙ営業部長
2016年10月　当社店舗開発部長（現任）
2021年10月　当社執行役員営業副本部長
2023年６月　当社執行役員営業本部長
（現任）
2023年７月　ネオック株式会社代表取締役社長（現任）
（重要な兼職の状況）
ネオック株式会社代表取締役社長</td><td>4,852株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
松本隆行氏は、当社で営業部門の業務を担当するなど豊富な経験と見識を有し、2021年10月より当社の執行役員を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>森　重　洋　一
（1963年６月22日）</td><td>1987年３月　朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所
1998年10月　同監査法人マネージャー
2001年７月　森重・関根公認会計士事務所開設、公認会計士
2003年６月　当社監査役
2005年４月　株式会社のぞみ合同会計社設立同代表取締役就任（現任）
2014年１月　ＢＣＣ株式会社社外監査役（現任）
2015年６月　当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社のぞみ合同会計社代表取締役
ＢＣＣ株式会社社外監査役</td><td>7,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
森重洋一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高い見識を有し、2015年６月より当社社外取締役を務めており、独立公正な立場で経営監督機能を果たすために適任であると判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上のため尽力いただくことを期待します。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	山田 吉隆（やまだ よしたか） （1951年５月16日）	2007年７月　豊岡税務署長 2008年７月　国税庁長官官房大阪派遣主任国税庁監察官 2010年７月　芦屋税務署長 2012年８月　公益社団法人天王寺納税協会専務理事 2012年９月　税理士登録 2012年９月　山田吉隆税理士事務所代表（現任） 2015年６月　当社監査役 2019年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 山田吉隆税理士事務所代表	5,200株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山田吉隆氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的見地や税務に関する高い見識を有し、2019年６月より当社社外取締役を務めており、独立公正な立場で経営監督機能を果たすために適任であると判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は税理士としての専門的な知見を活かし、主に税務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上のため尽力いただくことを期待します。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．※印は、新任候補者であります。
３．森重洋一氏及び山田吉隆氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。
４．森重洋一氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
５．山田吉隆氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
６．森重洋一氏及び山田吉隆氏は当社との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役叶雅文氏及び吉岡一彦氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役２名の選任とともに、監査体制の強化を図るため、監査役１名の増員と合わせ監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者山岸仁氏は監査役叶雅文氏の補欠として、監査役候補者溝内有香氏は監査役吉岡一彦氏の補欠として選任をお願いするものであり、両氏の任期は2027年６月開催予定の第67期定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※１	山岸（やまぎし）　仁（ひとし） （1962年８月24日）	1986年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2008年10月　神栄株式会社入社 2013年１月　同社監査部長 2017年７月　同社総務・審査部長 2023年４月　株式会社シンプロジェン監査役 2025年４月　当社入社　内部監査室配属（現任）	0株
	【監査役候補者とした理由】 山岸仁氏は、金融業界に長く在籍した経験や会社経営、監査部門の業務を担当するなど豊富な経験と見識を有し、客観的かつ公正な立場で、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を監査役候補者といたしました。		
※２	溝内（みぞうち）　有香（ゆか） （1964年１月４日）	1997年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 2003年１月　ＣＯＲＥ法律事務所入所（現任） 2020年４月　大阪弁護士会副会長	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 溝内有香氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験や実績など高い見識を有し、客観的かつ公正な立場で、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※3	松嶋（まつしま）依子（よりこ）（1979年８月31日）	2008年９月　弁護士登録（大阪弁護士会） 2008年９月　弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所入所（現任） 2019年８月　ＢＣＣ株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ＢＣＣ株式会社社外取締役	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 松嶋依子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験や実績など高い見識を有し、客観的かつ公正な立場で、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．※印は、新任候補者であります。

３．溝内有香氏及び松嶋依子氏は、社外監査役候補者であります。なお、両氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。

４．溝内有香氏及び松嶋依子氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

５．当社は、当社の監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

（会場）　大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」（４階）
電話　０６（６７７２）１４４１

・近鉄大阪上本町駅14番出口より徒歩約３分
・大阪メトロ＜谷町線・千日前線＞谷町九丁目駅より徒歩約10分

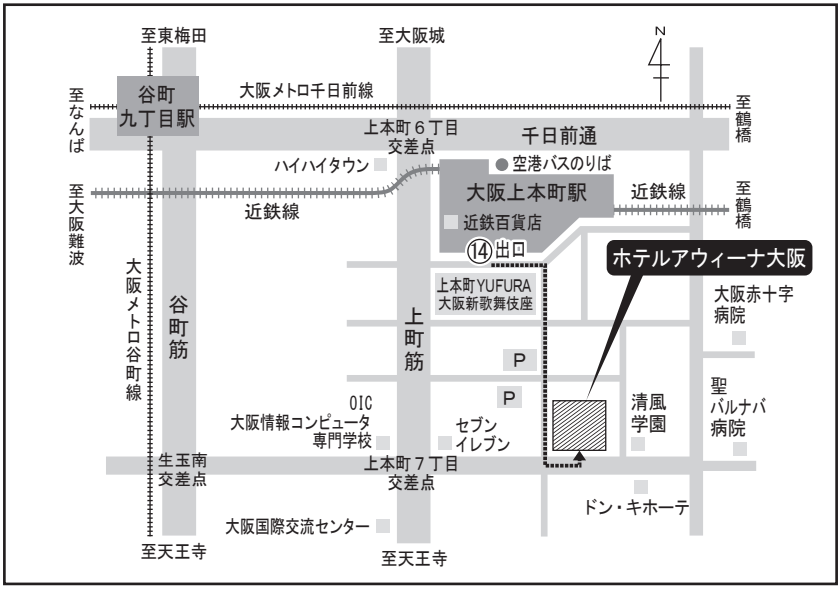

（なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申しあげます。）